

平成29年度 京都市立石田小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保持することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

石田小学校いじめ・不登校対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各担任・養護教諭（兼務 教育相談主任）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

ウ 開催時期

定例委員会を年間8回木曜日に開催する。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策，早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関，専門機関との連携対応

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ・不登校対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

・ 4月， 8月， 2月に行う生徒指導研修時に実施する。
・ 内容は， 「いじめ防止基本方針についての共通理解」「気にかかる児童の共通理解」「事例を基にした研修」「アンケート結果を踏まえた研修」

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

・ 話し合い活動を通して，相手の言葉に耳を傾けること，相手に気持ちを伝えることを意識させた授業。
・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた授業の確立。
・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
・ 将来を見据え，全ての児童に習得すべき基礎学力の保障。
・ 学習規律の確立に努め，全ての児童が安心して学習に臨める環境づくり。
・ めあてに向かい，学び合う学校風土の確立。

イ 道徳教育

・ 道徳の授業を生かした「あいあい集会」の実施。
・ 警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。
・ 「わたしたちの道徳」を活用した授業づくり。
・ あいあい週間（人権週間）の実施

ウ 体験活動

・ 地域や校内の清掃活動を通しての人間関係づくり。
・ 長期宿泊などを通しての人間関係づくり。
・ 学校行事などを通しての人間関係づくり。
・ 総合的な学習，生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

・ 児童会行事や学級活動の時間など児童主体で進めていく取組の推進。
・ たてわり活動によるピアサポート体制。
・ 異学年集団の交流等をすすめる中で，望ましい人間関係の育成と，協力して諸問題を解決する力の育成。
・ 地域，PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
・ 児童会活動や学級活動の活性化を図り，集団の一員としての自覚を深め，自己有用感を高める取組の推進。
・ 石田タイムによる感動体験発表の実施。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・常に人権を意識させる朝会の活用。
- ・いじめ防止ポスターの掲示。

カ 保護者の啓発

- ・人権をテーマにした授業参観の実施と懇談会（全体会と学級懇談会）。
- ・高学年で実施する携帯教室の保護者参観。
- ・家庭地域教育学級の実施。

キ その他

- ・学校教育目標に人権尊重の根本理念。
- ・人権書写や人権標語を作成し、地域への発信。
- ・学校評価アンケートの結果分析。
- ・連絡ノートを活用し情報共有。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・日常的に問題行動の情報収集に努め、特にいじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含めた情報収集及び集約。
- ・年8回の定例委員会の開催による全教職員での情報交換。
- ・重大事態については、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応などの検討の後、全教職員での情報共有。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめアンケートを年2回実施。
- ・クラスマネジメントシートを4～6年生に年2回実施。
- ・年2回学校評価の児童アンケートにおいての実態把握。

(イ) 教育相談の実施

- ・スクールカウンセラーや生徒指導主任・教育相談主任等の連携強化によるいじめ発見の体制づくり。
- ・月2回のスクールカウンセラーによる教育相談。
- ・随時、担任や養護教諭による教育相談。

ウ その他

- ・朝の健康観察や休み時間の様子を観察やききとりを実施する。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

- ・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、情報を共有すると共に、今後の対応などについて検討。
- ・「いじめ防止対策推進法」などを踏まえたいじめの有無の確認。
- ・被害児童の支援や加害児童への指導，周りの児童の状況把握，教育委員会はいじめ関係機関や専門機関との連携，保護者への連絡や対応等々の丁寧な実施。
- ・解消，改善及び再発防止に向けた取組の推進。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめ発見や報告があった場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、情報収集，集約，共有。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」を中心に，いじめの事実の有無の確認。
- ・周りの児童への関わりの把握。
- ・被害児童への支援と加害児童への指導体制の確立。
- ・被害児童及び保護者への支援の実施。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言。
- ・周りにいた児童に対しての自分意識の指導。
- ・学級集団への指導による再発防止。（ケースによる）
- ・警察への連絡。（ケースによる）

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学習。
- ・懇談会，家庭教育学級などを通じた保護者への啓発。
- ・携帯電話によるトラブル等の事例研修。
- ・ケータイ教室の実施。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対応については，いじめ防止対策推進法を踏まえ，京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には，本校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた児童及び保護者の調査に係る事実関係などその他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- 以下のいじめが発生した場合，その事態に対処する。
- ① 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ② 相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③ 児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し出があるとき。
- ・京都市教育委員会への報告と相談，調査主体等の協議。
 - ・調査組織の設置。事実関係を明確にするための調査を実施。
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
 - ・京都市教育委員会への調査結果の報告。

- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・家庭訪問の推進。
- ・地域行事への参加。
- ・教職員の地生連への参加。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・平素から児童相談所，福祉事務所，子ども支援センター等々との連携を密にしておく。
- ・いじめの事案によっては，警察署少年係との連携を密にし，被害児童の身の安全を最優先させると共に，児童相談所との連携も図り，加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし，年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導部会① 職員会議「いじめ防止基本方針」の共通理解 校内研修「児童理解」①	登校指導 あそびのきまりについての指導		学級懇談会
5		憲法月間について 学校長の話 あいあい集会① 登校指導		家庭訪問
6	いじめ・不登校対策委員会①	登校指導 あいあい週間「総合育成支援教育」 石田タイム① 修学旅行		日曜参観
7	いじめ・不登校対策委員会② 生徒指導部会②	登校指導 あいあい週間「性教育」 石田タイム② 長期宿泊「海の家」	第1回いじめに関するアンケートの実施 第1回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会（三者）
8	生徒指導・教育相談研修会「事例を基にして」「アンケ	教職員人権研修		

教育相談（通年）

	ート結果を踏まえて」			
9	いじめ・不登校対策委員会③ 生徒指導部会「年間の取組の見直し」③	運動会 登校指導 あいあい週間「男女平等教育」 石田タイム③	児童による 学校評価	自由参観
10	いじめ・不登校対策委員会④	登校指導 あいあい週間「外国人教育」 石田タイム④		学級懇談会
11		登校指導 学習発表会 あいあいデー「人権教育」		就学時健診での子育て講座
12	生徒指導部会④ いじめ・不登校対策委員会⑤	人権月間についての学校長の話 登校指導 石田タイム⑤	第2回クラスマネジメントシートの実施 第2回いじめに関するアンケートの実施	個人懇談会(二者)
1	いじめ・不登校対策委員会⑥ 校内研修「児童理解」④	登校指導 あいあい週間「国際理解教育」 石田タイム⑥ 人権に関する参観	児童による学校評価	人権啓発授業参観
2	いじめ・不登校対策委員会⑦ 校内研修「年間反省・アンケート結果をふまえて」⑤	登校指導 あいあい週間「性教育」 石田タイム⑦		学級懇談会 新1年生半日入学保護者説明会
3	生徒指導部会⑤	あいあい集会② 登校指導		